

茨木市デジタル・サポートサービス業務委託に係る

プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

本市では、令和2年10月に行った「茨木市DX推進に関する宣言」において、情報格差への配慮として、DX推進にあたっては、ICTを使いこなすことが困難な方に配慮した施策についても併せて取組んでいくこととしており、その一環として、デジタル機器の活用について気軽に相談できる環境を整備することにより、ICT活用支援を得やすくするとともに、市民のデジタル行政サービスの利用機会を確保することを目的に、デジタル・サポートサービス業務を実施するものである。

デジタル・サポートサービス業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）の業務実績、専門性、技術力、対応力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市デジタル・サポートサービス業務

(2) 業務の目的

デジタル機器の活用について気軽に相談できる環境を整備することにより、ICT活用支援を得やすくするとともに、市民のデジタル行政サービスの利用機会を確保する。

(3) 業務内容

別紙1「茨木市デジタル・サポートサービス業務委託仕様書」参照

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 当該業務の予算額等

金2,689,500円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 本市の物品等入札参加資格審査申請書類を提出すること。候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。

ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿にすでに登載されている者については、この限りではない。

(2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）若しくは茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第8条第1項第6号に規定する場合又は同項第7号の規定する場合に該当しないこと。

(5) 過去に、本業務と同種の業務で履行実績があること。

なお、同種の業務とは、地方公共団体において、スマートフォンに係る講習会開催に関する業務（再委託を受けた場合を含む）をいう。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに専用フォームを用いて提出すること。

提出期限：令和5年4月24日（月）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市 企画財政部DX推進チーム

専用フォーム：<https://logoform.jp/form/2Qoq/216576>

※ 専用フォーム以外の方法による質問は受け付けません。

(2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和5年4月26日（水）

掲載場所：茨木市ホームページ DX推進チームのページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/dxteam/index.html>

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア その他必要書類

① 業務実績調書（様式 3 号）

※契約書の写し等、履行実績を証明できる書類を合わせて提出すること。

② 業務実施体制調書（様式 4 号）

③ ISO27001 (ISMS認証) 又はプライバシーマークの写し

※取得済みの場合は、提出すること。

イ 提出先：茨木市企画財政部DX推進チーム（茨木市役所南館 7 階）

ウ 提出期限：令和 5 年 5 月 1 日（月）午後 5 時まで

エ 提出方法：専用フォームを用いた方法による

専用フォーム：<https://logoform.jp/form/2Qoq/216576>

※ 専用フォーム以外の方法による提出は受け付けません。

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式 5 号）により、令和 5 年 5 月 8 日（月）までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式 6 号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、令和 5 年 5 月 19 日（金）午後 5 時までにDX推進チームへ専用フォーム（<https://logoform.jp/form/2Qoq/216576>）を用いて提出すること。

※ 専用フォーム以外の方法による提出は受け付けません。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1 者につき 1 件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書

イ 参考見積書及び内訳書（様式 7 号及び様式 8 号）

(3) 作成要領

別紙 2 「企画提案書等作成要領」参照

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和 5 年 5 月 19 日（金）午後 5 時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 南館 7 階 企画財政部DX推進チーム事務室

ウ 提出方法：専用フォームを用いた方法による

専用フォーム：<https://logoform.jp/form/2Qoq/216576>

※ 専用フォーム以外の方法による提出は受け付けません。

エ 提出部数：正本1部、副本1部

※ 副本には企業名（社名ロゴ等）が特定できる内容を記載しないこと。

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された企画提案書等を下記10(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。

ただし、提案者が5者以下である場合は、企画提案書等の審査と併せてプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用し、行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。

ただし、プロジェクターは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、本業務担当者を必ず含め3人以内とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和5年5月26日（金）に当該審査を行った全者に対し、様式9号「プロポーザル審査結果通知書」により郵送で通知する。なお、第1次審査の通過者（評価点の高い順に上位5者）にのみ、審査結果と併せてプレゼンテーションの日程を通知する。

また、提案者が5者以下である場合は、令和5年5月26日（金）までに、第1次審査を実施せず、企画提案書等の審査と併せてプレゼンテーションによる審査を実施する旨を通知する。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和5年6月2日（金）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和5年6月2日（金）に当該審査を行った全者に対し、様式9号「プロポーザル審査結果通知書」により郵送で通知する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和5年6月9日（金）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

- (1) 業務実績調書等内容・・・・・・・・・・50 /510点
- (2) 提案額（参考見積額）・・・・・・・・・・60 /510点
- (3) 企画提案の内容・・・・・・・・・・275/510点
- (4) プレゼンテーション・・・・・・・・・・125/510点

11 候補者の決定

候補者は、別紙3「審査項目及び配点表」により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。

また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。なお、参加希望者又は参加資格を満たす者が1者のみであった場合も同様の取り扱いとする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

内容	日程	様式	備考
告示	令和5年4月17日（月）		
質問期限	令和5年4月24日（月）まで	様式1号「質疑書兼回答書」	提出方法：提出フォーム
質問に対する回答	令和5年4月26日（水）（随時）	様式1号「質疑書兼回答書」	回答方法：市HPに掲載
参加申込期間	令和5年4月17日（月）から 令和5年5月1日（月）まで	様式2号「参加申込書」 様式3号「業務実績調書」 様式4号「業務実施体制調書」	提出方法：提出フォーム
参加資格審査結果通知	令和5年5月8日（月）	様式5号「参加資格審査結果通知書」	
企画提案書提出期間	令和5年5月9日（火）から 令和5年5月19日（金）まで	企画提案書 様式7号「見積書」 様式8号「内訳書」	提出方法：提出フォーム
辞退届提出期間	令和5年4月17日（月）から 令和5年5月19日（金）まで	様式6号「プロポーザル参加辞退届」	提出方法：提出フォーム
第1次審査	令和5年5月24日（水）（予定）		
第1次審査結果通知	令和5年5月26日（金）（予定）	様式9号「プロポーザル審査結果通知書」	
第2次審査	令和5年5月31日（水）（予定）		
第2次審査結果通知	令和5年6月2日（金）（予定）	様式9号「プロポーザル審査結果通知書」	
契約締結	令和5年6月中旬（予定）		

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類（電子データを含む）は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (6) プロポーザル方式の参加において、2者以上の事業者で構成される共同企業体（JV）での参加は認めない。
- (7) 参加資格を認められた者が1者のみであった場合でも、審査を行うものとする。

16 担当部署

茨木市 企画財政部DX推進チーム

担当者：潮田（うしおだ）

T E L : 072-647-2915（直通）

E-mail : dx_suishin@city.ibaraki.lg.jp